

保健福祉課

☎ 社会福祉係 (137・140)

大崎町独自の給付金のお知らせ 大崎町物価高騰対応くらし 応援給付金 (1万円/1世帯) 及びこども加算 (1万円/対象児童1人) のご案内

● 支給対象

- **令和6年12月13日時点**で大崎町に住民登録があり、令和6年度住民税非課税世帯に対する臨時給付金 (**1世帯当たり3万円**) を受給していない世帯

※ **令和7年4月1日時点**で大崎町に住民登録のない者のみで構成される世帯は**対象外**となります。

※ 死亡等の事由により給付金を受給できない場合があります。

- **支給額** 1世帯当たり**1万円**／ (ただし令和7年3月31日時点で18歳以下の児童が世帯員にいる場合、対象児童1人当たり1万円)

- **手続方法** 給付金対象者には支給通知書又は確認書を郵送いたします。



【支給通知書が届いた方】

- 記載の口座に変更がない場合 → 手続きはありません。(記載の口座へお振込みいたします)
- 記載の口座に変更がある場合 → 振込を希望する通帳やキャッシュカードの写し及び世帯主の本人確認書類の写し (免許証やマイナンバーカードなど) が必要です。役場 保健福祉課 社会福祉係までお申し出ください。

【確認書が届いた方】

- ➔ 必要事項を記載の上、通帳の写しなど必要な添付書類を同封し、ご返送ください。

※ ご不明な点等ございましたら 下記の連絡先へお問い合わせください

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 社会福祉係 ☎476-1111 (137・140)

保健福祉課

☎ 介護福祉係 (144・145)

健康かわら版

認知症をわがこととして考えてみよう

認知症は脳の疾患により、認知機能が低下し、日常生活に不具合が生じる状態です。年齢が高くなるほどに認知症と診断される方は増えていますが、若年期でかかる人もおり、誰にとっても身近なものになっています。

【大崎町では認知症サポーターを養成しています】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする人 (認知症サポーター) を大崎町では養成しています。認知症サポーターは、特別なことをするのではなく、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かい目で見守る人のことです。多くの住民が認知症を理解することによって、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

【身近にチームオレンジを】

チームオレンジとは、認知症の人ができる限り地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みです。認知症サポーターはステップアップ講座を受講された地域の方です。

～サロンや職場等で、認知症サポーター養成講座の希望があれば、下記までご連絡を～

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 介護福祉係 ☎476-1111 (144)